

H A M A N A S U

はまなすだより

The Noshiro Chamber of Commerce and Industry Newsletter

■ TOPICS [トピックス]

- * 補助金等支援策について P2~3
- * 「令和8年熊本地震」災害支援金について P4
- * はまなす共済配当金について P4
- * 創業塾・創業個別相談会の案内について P5
- * 2026年度下期検定試験のご案内 P5
- * 所得税の基礎控除の見直し等について P6

9

September

能代七夕「天空の不夜城」が能代の夜を彩った。



秋田県

あきた賃上げ緊急支援金

締切間近！

概 要	最低賃金の大幅な引き上げにより大きな影響を受ける中小企業等の負担の激変を緩和するため、緊急的な措置として支援金を支給します。	業 種	資本金等の総額	常時使用する従業員数
対 象 者	○法人：県内に事業所を有する中小企業、またはこれに準ずるもの（公益法人、協同組合等を含む） ※中小企業とは、右記の表の「資本金等」又は「従業員数」のいずれか一方を満たす企業のことを指します。 ○個人：税務署に開業届出書を提出し、従業員を1名以上雇用して事業を行っている者	製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3億円以下	300人以下
要 件	2025年8月25日から2026年3月31日までの間に、時間額1,000円以下の従業員の賃金を1,031円以上に引き上げること	卸売業	1億円以下	100人以下
		サービス業	5,000万円以下	100人以下
		小売業	5,000万円以下	50人以下

雇用形態（※3）	支給額（1人あたり）	上限額（1事業所（※1）あたり）
正規雇用労働者（正社員）	5万円	50万円
正規雇用労働者 （週所定労働時間が20時間以上30時間未満）	3万円	
非正規雇用労働者（※2）（パート・アルバイト等）	3万円	

※1 事業所とは、事務所（本社、支社、営業所など）、店舗、工場などを指します。

※2 非正規雇用労働者は、週所定労働時間が20時間以上である必要があります。

（雇用保険の被保険者であることが確認できれば、週所定労働時間が20時間以上であるとみなします。）

※3 申請後、1年間は雇用を継続する見込みである必要があります。

受 付 期 間 2026年9月30日（水）まで 申 請 方 法 電子申請または郵送

当所では、申請書類の事前確認を支援しております。
ご提出前に是非お問い合わせください。

公式HP

お問い合わせ先 秋田県賃上げ緊急支援事業事務局

TEL：018-827-7113

E-mail：info@akita-chinage.jp ※詳しくは公式HPをご覧ください。



厚生労働省

業務改善助成金

対 象 者 事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業・小規模事業者の場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。（その他にも様々な申請要件があります。）

コース区分	事業場内最低賃金の引上げ額	助成上限額	
		右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
50円コース	50円以上	30万円～130万円	40万円～130万円
70円コース	70円以上	40万円～300万円	50万円～300万円
90円コース	90円以上	90万円～600万円	100万円～600万円

※10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

※引き上げる労働者数によって助成上限額が変わります。

助 成 率

事業場内最低賃金（引き上げ前）	助成率
1,050円未満	4/5
1,050円以上	3/4

特 例 事 業 者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,050円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前6か月間平均における利益率が前年度と比べ3%ポイント以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、パソコン等の新規導入が認められる場合があります。
詳しくはHPをご覧ください。

厚生省HP



対 象 経 費 生産性向上に資する設備投資等

申 請 期 間 2026年9月1日～申請事業所の都道府県において適用される地域別最低賃金の発効日の前日
又は同年11月30日のいずれか早い日お問い合わせ先 業務改善助成金コールセンター
TEL：0120-366-440 〈受付時間〉平日 9:00～17:00

中小企業庁

新事業進出・ものづくり商業サービス補助金

対 象 事 業

革新的新製品・サービス枠：革新的な新製品・新サービス開発の取組を支援
 新事業進出枠：既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出を支援
 グローバル枠：海外市場開拓（輸出）に向けた、国内の輸出体制強化の取組を支援

対 象 経 費

機械装置、システム構築費、運搬費、技術導入費、外注費、原材料費、広告宣伝・販売促進費など。

補助率・上限額

革新的新製品・サービス枠



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～5人	中小企業者： 1/2 (2/3) 小規模・再生事業者等： 2/3	100万円	750万円	850万円
6～20人			1,000万円	1,250万円
21～50人			1,500万円	2,500万円
51人以上			2,500万円	3,500万円

新事業進出枠



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者： 1/2 (2/3)	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

グローバル枠



従業員数	補助率	補助下限額	基本補助上限額	賃上げ特例適用時
1～20人	中小企業者： 2/3	750万円	2,500万円	3,000万円
21～50人			4,000万円	5,000万円
51～100人			5,500万円	7,000万円
101人以上			7,000万円	9,000万円

※「賃上げ特例適用時」の補助上限額は、賃上げ特例の要件を満たし、適用を受ける事業者の場合となります。

（革新的新製品・サービス枠、新事業進出枠、グローバル枠）

※地域別最低賃金引上げ特例の適用による補助率の引上げを受ける事業者の場合、括弧内の補助率を適用。

（革新的新製品・サービス枠、新事業進出枠）

補助対象事業の要件

中小企業等が、以下の要件を満たす3～5年の事業計画に取り組むことが必要です。

(1) 付加価値額要件

付加価値額の年平均成長率が4.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること。

(2) 賃上げ要件

一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させること。

(3) 事業場内最賃水準要件

毎年、事業場内最低賃金が補助事業実施場所都道府県における地域別最低賃金より30円以上高い水準であること。

(4) ワークライフバランス要件

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、「両立支援のひろば」で公表していること。

(5) 子育て等に関する職場環境整備に向けた取り組み要件

(6) 金融機関要件

補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。

※特例措置要件につきましてはHPよりご確認ください。

コールバック
予約システム

商業サービス
補助金

受 付 期 間

2026年9月30日（水）～10月30日（金）18:00

お問い合わせ先

コールセンターでは「コールバック予約システム」を導入しています。
 事前に希望の日時を右記QRコードよりご予約下さい。



地 域 密 着 !! がんばる秋田の企業を応援します!



秋田県大震災共済協同組合

理事長 大 森 三四郎

〒010-0923 秋田市旭北錦町1-47 県商工会館
 TEL.018-864-3320 FAX.018-864-3335

「令和8年熊本地震」災害支援金のお願い

7月28日に熊本県において発生した地震により甚大な被害が発生しております。この被害に対し、日本商工会議所から災害支援金の協力要請がございました。

なお、本支援金は日本商工会議所を通じて、被災商工会議所、商工連合会に寄贈され、被災地の一日も早い復興・復旧に活用されます。

詳しくは同封のご案内をご覧ください、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

商工会議所会員募集中

ぜひ、ご紹介下さい！

商工会議所の会員になってみませんか？商工会議所では、経営相談や記帳・決算の仕方など様々な面から会員の皆様のサポートいたします。

こんなことはありませんか？

- ▼事業資金を借りたい。_____
 - ↳ マル経資金及び国・県の公的融資制度を斡旋します。
- ▼記帳の仕方、税務が分からない。_____
 - ↳ 個人事業所の記帳の仕方から決算の仕方まで説明いたします。
 - また、記帳の代行も行っております。
- ▼事業拡大をしたい、経営課題を解決したい。_____
 - ↳ 当所職員がご相談に応じます。また、専門的な相談内容については弁護士や税理士等がご相談に応じます。
- ▼雇用保険・労災保険の手続きが分からない。_____
 - ↳ 労働保険の加入、従業員の雇用・離職の際の手続き等を代行します。

そのほか……

- 会員の皆様に役立つ情報を掲載した会報「はまなすだより」を毎月お届け
- 各種経営に関するセミナー・講演会のご案内・ご参加
- 当商工会館が割引利用可能など会員特典がございます

年会費【個人事業所＝10口～、法人事業所＝12口～】 ※1口＝1,000円

【お問い合わせ】能代商工会議所 総務課 会員担当 TEL 0185-52-6344

共済制度 「はまなす共済」

詳細およびパンフレットは
こちらから



はまなす共済制度は、当所会員事業所のみご加入いただける商工会議所独自の生命共済です。

配当金のお知らせ

《2025年度配当金がつきました》

2025年度の還元率 34.23%

※還元率は毎年変動します。

※ご加入の皆様には、郵便にてお知らせの上、9月中旬に口座振込させていただきます。

【お問い合わせ】能代商工会議所（共済担当）
TEL0185-52-6344

福利厚生制度にご活用いただけます

業務上・業務外を問わず
24時間保証

1年更新で医師の
診査なし

剰余金があれば
配当金も！

商工会議所独自の
給付制度も！

6大生活習慣病入院一時金
ガン入院一時金・ガン先進医療一時金

健康増進に役立つ付帯サービスも
健診機関紹介サービス、禁煙外来紹介サービスなど

団体のご予約も
受け付けて
おります。



住 所 能代市柳町5-14
電 話 52-1006
営業時間 18時～23時
定休日 日曜日



各種セミナーのご案内

※会場は全て能代商工会館です。

創業塾

日 時：11月15日(日)、22日(日)、29日(日) 9:00～16:00

対象者：創業に興味のある方・創業して間もない方

参加費：4,000円 定 員：15名



創業個別相談会

日 時：12月11日(金) 13:30～、12月12日(土) 9:00～(予定)

対象者：創業に興味のある方・創業して間もない方

参加費：無料

【お申込み・お問合わせ先】能代商工会議所 TEL 0185-52-6344

2026年度下期 検定試験のご案内

●珠算検定(そろばん)・暗算検定・段位認定試験

級	施行日	申込受付期間
1～10級	2026年10月25日(日)	2026年 9月 7日(月)～2026年 9月24日(木)
1～10級	2027年 2月14日(日)	2026年12月21日(月)～2027年 1月14日(木)

●日商簿記検定

級	施行日	申込受付期間
1～3級	2026年11月15日(日)	2026年 9月28日(月)～2026年10月19日(月)
2・3級	2027年 2月28日(日)	2027年 1月12日(火)～2027年 2月 1日(月)

【お申込み・お問合せ先】 能代商工会議所 各検定担当 TEL 0185-52-6344

能代商工会議所会報に 広告を出しませんか？



- 掲載料 1回 7,000円(税込)
- サイズ 縦 約4.3cm × 横 約18.5cm
- カラー 白黒
- 発行日 毎月5日発行

※年間で掲載することも可能です。

お問い合わせ

能代商工会議所 会報担当
TEL 0185-52-6344



車検・修理・車両購入のことなら

あなたのカーライフを

トータルサポート!

車検・修理・車両購入まで、安心と信頼のサービスをお届けします。

安心・安全な
カーライフをサポート!

☎ 0185-54-9252

☎ 携帯 090-7790-1001

営業時間 9:00～18:00
定休日/日曜・祝日

〒016-0005
能代市真壁地字トメキ沢258



車検

確かな技術で
安心・丁寧な車検を
ご提供します。

修理

小さなキズ・へこみから
エンジン修理まで
何でもお任せください。

車両購入

新車・中古車販売、
注文販売も承ります。
お気軽にご相談ください。

✓ 見積無料



✓ 代車無料



✓ 各種保険対応

2026年10月1日(木)より カスタマーハラスメント及び求職者に対する セクシュアルハラスメント対策が義務となります！

- ・方針の明確化及び周知、啓発
- ・相談体制の整備
- ・事後の迅速な対応
- ・相談者のプライバシーの保護



厚労省HP

などの措置を講じる必要があります。詳しくは厚労省HPをご覧ください。

お問い合わせ 秋田労働局 雇用環境・均等室 TEL:018-862-6684

所得税の基礎控除の見直し等について

2026年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「防衛特別所得税」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として2026年12月1日に施行され、2026年分以後の所得税について適用されます。

このため2026年12月に行う年末調整など、2026年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。

詳しくは、国税庁HPをご覧ください。か当所までご連絡ください。



国税庁公式HP

【参考】給与の源泉徴収事務

2026年		2027年1月以後
11月まで	12月	
・変更なし	① 基礎控除の引上げ ② 年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表の改正 ③ 扶養親族等の所得要件の改正 など ※年末調整の際に注意してください。	・源泉徴収税額表の改正 ・公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における基礎的控除額の引上げ



**EMOTIONAL
DINING**

—Company Limited—

〒016-0822 秋田県能代市東町8-9
TEL0185-53-5243 FAX0185-52-3708
URL:http://iki-noshiro.com/ 代表取締役 田中秀範

各種、会食や弁当注文等
承ります!!



心に感動を
秋田能代
EMOTIONAL DINING



会員の窓

大森建設株式会社

(代表取締役 大森 三四郎)

〒016-0171 秋田県能代市河戸川字北西山48-1

TEL 0185-54-3358

ホームページ <https://www.om346.co.jp>



●プロフィール

大森建設は昭和21年に初代大森福治が秋田県山本郡八峰町にて創業、以来建設業を中心に運送業、製造業、環境事業、介護サービス業、飲食業と地域のニーズに合わせて事業を拡大してまいりました。常に念頭にあるのは「世の中にとって必要な仕事かどうか」「世の中の役に立つ仕事かどうか」。それを中心に据え、社員一丸となり一生懸命取り組んでまいりました。懸命にやることにより新たなニーズが生まれ、次のステップに進む、というプロセスを丹念に積み上げ、その都度多くの皆様のお力添えをいただきながら今日に至っております。

●お客様へのメッセージ

大森グループは、常に地域課題と向き合い、ニーズに合わせて事業を展開してきました。地域のために尽くしたい…。その思いの原動力は、自分たちを育ててくれた地域への愛情。そこから、最後まで諦めない粘り強さと、絶えず問題意識を持ち、新しい考えや方法を模索し続けるイノベティブな土壌が培われました。大森グループの活動は、運送、製造、環境、福祉、食品と様々な分野に広がり、地域に貢献しています。

9月 行事予定

月日	行 事	会 場	時 間
15日(火)	金融相談	能代商工会館	10:30
19日(土)	交流ゴルフコンペ2026	能代カントリークラブ	
29日(火)	創立80周年記念事業実行委員会	能代商工会館	10:30
	常議員会	能代商工会館	12:00

10月 行事予定

月日	行 事	会 場	時 間
6日(火)	金融相談	能代商工会館	10:30
20日(火)	金融相談	能代商工会館	10:30
25日(日)	第238回珠算検定	能代商工会館	9:00
26日(月)	能代商工会議所青年部第2回通常総会	シャトー赤坂	17:30

会員短信

〔代表者変更〕

◇ (同) 令和

新 代表社員 大槻 祐弥

旧 代表社員 佐藤 和博

新入会員の紹介

◇ (株) 能代事務機

代表者 鈴木 隆浩

部会: 商業

住所: 能代市景林町13-5

電話: 74-5205



残暑が続いておりますが、周りを見渡すと色づいた稲穂を見られ、秋の到来を少しずつ感じます。そのような中、ひっそりと9月1日からは中央線等がない道路(＝生活道路)における自動車の法定速度が60km/hから30km/hに引き下げとなりました。道路によっては異なる場合もありますが、つつい慣れた道ではアクセルを踏みがちになってしまいますので、安全運転で事故のないようお気を付けください。

そのほかには、最低賃金の引き上げが決まり、消費税の時限的な減税、物価高や慢性的な人手不足など、あらゆる課題に取り巻かれ環境は変化しています。当所では様々な支援メニューをご用意しておりますので、一つでも解決あるいは発展に繋がられるよう支援いたしますので、お気軽にご相談ください。(松橋 大地)

家族のために無事故で帰宅を!

能代石油株式会社

代表取締役社長 小笠原 徹

〒016-0891 能代市西通町7-13 TEL・FAX 0185-52-5125



